

アメリカ合衆国ネバダ地区連邦地方裁判所

MRIインターナショナル社に投資をして2008年7月5日から2013年7月5日にかけて損失を被った方は、クラスアクション和解から支払いを受けることができます。

本通知は、連邦裁判所の命令に基づき行っています。弁護士による勧誘ではありません。

- 被告(1)鈴木順造, (2)ポール鈴木, (3)鈴木啓子, (4)the SEI PSP, (5)ファーストハワイアンバンク - 2013年7月12日付けの取り消せない信託を受けた鈴木順造の受託人, (6)ファーストハワイアンバンク - 2013年7月12日付けの取り消せない信託を受けた鈴木啓子の受託人, (7)ファーストハワイアンバンク - 2008年5月1日付けの取り消せない生命保険を締結した鈴木順造の受託人, (8)鈴木エンタープライズ, (9)プウイキナ・インヴェストメントLLP, (10)キャサリン鈴木 - 2013年5月10日付けの取り消せない信託を受けたキャサリン・鈴木 of 受託人, 及び(11)ポール武蔵鈴木 - 2013年5月10日付けの取り消せない信託を受けたポール武蔵鈴木 of 受託人 (「和解被告」) との和解案は、裁判所に承認された場合、MRIインターナショナルが発行した証券への投資の結果、2008年7月5日から2013年7月5日までの間に金銭を失った投資家からの請求への支払として約13,100,000ドルを提供するものです。
- この和解は、和解被告との関係で、MRIその他の者が詐欺的証券スキームを演出したかについての訴訟を部分的に解決します；それは和解被告に対する訴訟を続行するコストとリスクを回避し、あなたのような投資家のための資金を獲得し、和解被告を免責するものです。両当事者には、投資家が訴訟に勝った場合にいくらの金銭を獲得できたかについて意見の相違があります。
- 裁判所が投資家のため選任した弁護士は、裁判所に事実調査、訴訟遂行、及び和解交渉の報酬として約3,275,000ドル、費用として約20万ドルを申請します。
- あなたの法的権利は、あなたが行動するかによって影響されます。本告知を注意深くお読みください。

本和解におけるあなたの法的権利と選択肢	
請求フォームを提出	支払いを受けるための唯一の方法は最終請求フォームを提出することです。最終請求フォームの提出時期については告知されます。
異議を唱える	裁判所に、なぜこの和解を希望しないのかを書面で提出してください。
ヒアリングに行く	和解の公正さについて裁判所で話したいと申し出てください。
何もしない	支払いを受けられません。権利を放棄することとなります。

- これらの権利と選択肢-**そしてこれらを行う期限**-は、本告知書で説明されています。
- 本件を担当する裁判所が、和解を承認するかを決定することになっています。支払いは、裁判所が本和解を承認してその後の一切の不服申し立てが解決した後、そしておそらく残りの被告に対する請求が和解または判決で解決した後となります。辛抱強くお待ちください。

- 本和解に異議を唱えるには、**2018年4月25日**までに行動してください。

ご質問は WWW.MRI-HIGAIBENGODAN.JP をご覧いただくか、または **03-5363-5667** にお電話ください。

基本的質問に答え、あなたの権利について説明する本告知の全文は、www.mri-higaibengodan.jpのウェブサイトで入手することができます。また、あなたを米国において代理する下記のいずれかの法律事務所か、日本において我々と密接に連携するMRI被害弁護団に電話または書面で告知文の全文を求めることもできます。

Law Offices of Robert W. Cohen
1901 Avenue of the Stars, Suite 1900
Los Angeles, CA 90067, USA
310-282-7587
mri@robertwcohenlaw.com

Manning & Kass, Ellrod, Ramirez, Trester, LLP
801 S. Figueroa St., 15th Floor
Los Angeles, CA 90017, USA
213-624-6900

MRI 被害弁護団
〒160-0022
東京都新宿区新宿1-15-9 さわだビル5階
TEL 03-5363-5667

ご質問は WWW.MRI-HIGAIBENGODAN.JP をご覧いただくか、または **03-5363-5667** にお電話ください。